

『速旅 鳥羽水族館ドライブプラン【2020～2021】』利用規約

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と株式会社鳥羽水族館が運営する鳥羽水族館の入館券が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び株式会社鳥羽水族館が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2020年5月8日（金）から2021年3月31日（水）までの期間とします。この期間のうちお申込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（コース毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、入館券は利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下、「施設利用日」といいます。）に利用することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 一 お盆、年末年始等の交通混雑期（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
 - 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
- 2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジまたは出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プラン

の利用開始日の前日までに行ってください。なお、お申込み時に速旅会員のご登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

- 2 入館券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はＥＴＣカードによる決済となります。
- 3 本プランのお申込みが完了したとき、当社は、お申込み時に登録されたメールアドレスに受付番号、プラン名、施設利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、メールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除などした場合は、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申込みが完了した時点で成立します。
- 6 申込確認書は必ず印刷し、施設利用日に鳥羽水族館へご持参ください。
- 7 第１６条第１項、第３項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となりますので、申込確認書を破棄してください。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一のお申込みはできません。同一のお申込みを行った場合は、第１６条第１項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、お申込み時に登録したＥＴＣカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するＥＴＣコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

（申込内容の変更）

第７条 申込確認書の通知が完了した後は、お申込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第１６条第１項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申込みを行ってください。

（入館券の利用方法）

- 第８条 第６条第６項に基づき、施設利用日の利用時間内（開館から閉館の１時間前まで）に、鳥羽水族館の入館券売場の窓口にて紙に印刷した申込確認書をご提出いただくとともに、身分証明書として自動車運転免許証もしくは健康保険証をご提示ください。ご本人確認ができ次第、申込確認書の記載内容に基づき入館券を提供いたします。
- 2 身分証明書をご提示いただけずご本人確認ができない場合は、申込確認書のご提出の有無にかかわらず、本プランの入館券は提供いたしません。
 - 3 紛失等により第１項に定める申込確認書のご提出ができない場合や施設利用日とは異なる日（ただし、利用可能期間内に限ります）にご利用される場合は、その旨を窓口の係員にお申出のうえ、係員の案内に従ってください。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第９条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表２に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、または、周遊エリア外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出または流入を行った周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）を請求いたします。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金を請求いたします。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもってご利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した最後の通行を満了した時点をもってご利用を終了したものとします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡してください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードをお渡してください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金と入館券料金を分けて請求いたします。なお、入館券料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際の施設利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器やETC車載器の料金表示等のほか、一時的に「ETC利用照会サービス」等の料金表示等も通常料金で表示されますので、あらかじめご了承ください。また、高速定額利用の対象とならないご通行がある場合は、別途当該通行に係る通常料金を請求いたします。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社またはETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 お申込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。
- 5 入館券料金のお支払いに金券を使用したり、割引サービス等を適用させたりすることはできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当する場合は高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 申込時に登録したETCカードを用いずに通行した場合
 - 二 申込時に登録した車種以外の車種で通行した場合
 - 三 利用可能期間以外の日に入出口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出した場合
 - 四 利用可能期間に入出口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに入出口インターチェンジを流出しなかった場合
 - 五 周遊通行以外の通行を行った場合
 - 六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、通行した経路の距離が最も距離の短い経路の2倍を超える場合
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行した場合
 - 二 申込時に登録した1枚のETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用した場合（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用した場合
- 3 本プランのお申込みが次の各号のいずれか1つでも満たさない場合は、高速定額利用のお申込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること
 - 二 お申込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
 - 三 お申込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（入館券の提供の制限）

第15条 次の各号の一に該当するときは本プランの入館券の提供をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき
- 三 第16条第1項により解約を行ったとき

（解約等）

第16条 本プランを解約する場合は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）からキャンセル（解約）手続きを行ってください。なお、高速定額利用または入館券のいずれか一方のみを解約することはできません。

2 前項に基づく解約を行った場合でも、本プランによる入館券の提供を受けた場合は、解約の時期にかかわらず入館券の解約は無効となり、入館券の料金を請求いたします。

3 第1項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては解約がされたものとしてお取扱いいたします。

- 一 周遊通行を行わず（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、第8条第1項に定める入館券の提供も受けなかった場合は、高速定額利用および入館券のどちらのお申込みも遡って解約がなされたものとします。
- 二 周遊通行を行わず（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、第8条第1項に定める入館券の提供を受けた場合は、高速定額利用のお申込みのみ遡って解約がなされたものとします。

4 周遊通行を行った場合は、第8条第1項に定める入館券の提供の有無にかかわらず、本プランを解約することはできません。高速定額利用料金及び入館券の料金の双方を請求いたします（ただし、当社または株式会社鳥羽水族館の責による場合を除きます。）。ただし、入館券の提供を受けなかった場合は、インターネットまたは電話により当社へその旨をお申出された場合に限り、お客さまが指定する住所に、株式会社鳥羽水族館から入館券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申出の有効期間は、本プランお申込み時にご登録された施設利用日から6か月間とし、配送された入館券の有効期間は発行日から180日間とします。

5 周遊通行を行った場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

（個人情報の保護）

第17条 本プランをお申込みのお客さまの個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第8条に定める入館券の提供、及び第16条第4項に定める入館券の配送の手続きに必要な範囲内で、お客さまの個人情報を株式会社鳥羽水族館に対して提供します。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランをご利用のお客さまが受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、お客さまの個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

（規約の変更）

第 19 条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社公式 W E B サイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第 1 項の変更によってお客さまが被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設利用日 (1)
		普通車	軽自動車等		
【入館券】 大人 2 人 + 【高速道路周遊パス】 【 A 】 発着なし = 三重全域周遊エリア 【 2 日間 】	A	<u>8,300 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,100 円 [入館券] 4,200 円	<u>7,500 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [入館券] 4,200 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 2 日間	左記期間内 のうち 1 日
【入館券】 大人 2 人・小人 1 人 + 【高速道路周遊パス】 【 A 】 発着なし = 三重全域周遊エリア 【 2 日間 】		<u>9,500 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,100 円 [入館券] 5,400 円	<u>8,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [入館券] 5,400 円		
【入館券】 大人 2 人・小人 2 人 + 【高速道路周遊パス】 【 A 】 発着なし = 三重全域周遊エリア 【 2 日間 】		<u>10,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,100 円 [入館券] 6,600 円	<u>9,900 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [入館券] 6,600 円		

プラン名	周遊エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設利用日 (1)
		普通車	軽自動車等		
【入館券】 大人 2 人 + 【高速道路周遊パス】 【 A 】 発着なし = 三重全域周遊エリア 【 3 日間 】	A	9,500 円 (内 訳) [高速定額利用] 5,300 円 [入館券] 4,200 円	8,400 円 (内 訳) [高速定額利用] 4,200 円 [入館券] 4,200 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 3 日間	左記期間内 のうち 1 日
【入館券】 大人 2 人・小人 1 人 + 【高速道路周遊パス】 【 A 】 発着なし = 三重全域周遊エリア 【 3 日間 】		10,700 円 (内 訳) [高速定額利用] 5,300 円 [入館券] 5,400 円	9,600 円 (内 訳) [高速定額利用] 4,200 円 [入館券] 5,400 円		
【入館券】 大人 2 人・小人 2 人 + 【高速道路周遊パス】 【 A 】 発着なし = 三重全域周遊エリア 【 3 日間 】		11,900 円 (内 訳) [高速定額利用] 5,300 円 [入館券] 6,600 円	10,800 円 (内 訳) [高速定額利用] 4,200 円 [入館券] 6,600 円		
【入館券】 大人 2 人 + 【高速道路周遊パス】 【 B 】 発着なし = 三重南部周遊エリア 【 2 日間 】	B	7,400 円 (内 訳) [高速定額利用] 3,200 円 [入館券] 4,200 円	6,800 円 (内 訳) [高速定額利用] 2,600 円 [入館券] 4,200 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 2 日間	
【入館券】 大人 2 人・小人 1 人 + 【高速道路周遊パス】 【 B 】 発着なし = 三重南部周遊エリア 【 2 日間 】		8,600 円 (内 訳) [高速定額利用] 3,200 円 [入館券] 5,400 円	8,000 円 (内 訳) [高速定額利用] 2,600 円 [入館券] 5,400 円		

プラン名	周遊エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設利用日 (1)
		普通車	軽自動車等		
【入館券】 大人 2 人・小人 2 人 + 【高速道路周遊パス】 【 B 】 発着なし = 三重南部周遊エリア 【 2 日間 】	B	<u>9,800 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,200 円 [入館券] 6,600 円	<u>9,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,600 円 [入館券] 6,600 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 2 日間	左記期間内 のうち 1 日

1 第 16 条第 4 項により配送した入館券を除く

別表 2 : 高速定額利用 (周遊エリア)

記号	区間
A	・ 東名阪自動車道 (名古屋西 IC ~ 伊勢関 IC) ・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC ~ 伊勢 IC) ・ 伊勢湾岸道路・伊勢湾岸自動車道 (名港中央 IC ~ 四日市 JCT) ・ 紀勢自動車道 (勢和多気 JCT ~ 紀伊長島 IC) ・ 新名神高速道路 (四日市 JCT ~ 甲賀土山 IC、亀山 JCT ~ 亀山西 JCT) ・ 東海環状自動車道 (新四日市 JCT ~ 大安 IC)
B	・ 東名阪自動車道 (四日市 IC ~ 伊勢関 IC) ・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC ~ 伊勢 IC) ・ 紀勢自動車道 (勢和多気 JCT ~ 紀伊長島 IC) ・ 新名神高速道路 (菰野 IC ~ 甲賀土山 IC、亀山 JCT ~ 亀山西 JCT)